

## 使用料規程（抜粋）

### 第5節 教育・文化関連催事における演奏又は上映を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音

国、地方公共団体その他の公法人、又は特殊法人、公益法人、一般社団法人、一般財団法人その他の営利を目的としない団体が主催又は後援して教育活動又は文化活動の一環として開催する発表会、競技会その他の催事（以下「教育・文化関連催事」という。）において公の演奏又は上映を行うことを目的として、当該催事の参加団体（営利を目的とする団体を除く。）又は個人がレコードの複製及びレコード実演の録音を行う場合の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

#### 1. 音声作品、映像作品の発表会その他これに類する催事

- ① 邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演  
1催事あたり、1曲5,000円
- ② 洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演  
1催事あたり、1曲50,000円以下で委託者が指定する額

#### 2. バトントワリングの競技会その他これに類する催事

- ① 邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演  
1催事あたり、1曲5,000円
- ② 洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演  
1催事あたり、1曲50,000円以下で委託者が指定する額

（本節の備考）

（1）この節における用語の定義は以下のとおりとする。

- ① 邦盤レコード  
国内のレコード製作者が著作権隣接権を有するレコードをいう。
- ② 洋盤レコード  
外国のレコード製作者が著作権隣接権を有するレコードをいう。

（2）1及び2の規定を適用するにあたり、第一次予選から最終本選に至るまで複数段階が存在する発表会、競技会その他の催事については、全段階を通じて「1催事」とみなす。

附則

（実施の日）

この使用料規程のうち、「第5節 教育・文化関連催事における演奏又は上映を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音」の規定については、平成26年1月6日から実施する。